

町道街路保浦安線ほか街路樹剪定工事 特記仕様書

(適用範囲)

第1条 この特記仕様書（以下「本仕様書」という。）は、本工事における道路植栽樹木（以下「樹木」という。）の剪定に適用するものとし、本仕様書に定めるほかは、鳥取県土木工事共通仕様書により実施するものとする。

(樹木維持管理の目的)

第2条 道路植栽は、景観向上、生活環境保全、緑陰形成、交通安全、自然環境保全及び防災と、その果たすべき役割は多岐にのぼるが、一方、近隣住宅環境への影響（落葉・防除など）や、建築限界・視距の確保、コスト縮減といった課題にも適切に対処する必要がある。

本業務は、上述樹木の役割、課題に対処すべく樹木の適切な維持管理を行うことを目的とする。

(路上施設等との調整・安全管理)

第3条 受注者は、樹木の剪定にあたり、案内標識、信号機、出入り口付近等の視認性を確保するよう十分に配慮すること。なお、実施にあたっては監督員と協議のうえ実施すること。

2 受注者は、樹木の剪定にあたり、自らの危険防止と歩行者、架線等他の管理施設に支障を及ぼさないよう十分配慮すること。

3 受注者は、町道駅前桜ヶ丘線の樹木の剪定にあたり、「鳥取県立琴の浦高等特別支援学校」の生徒が登下校する時間帯は、剪定をしていない車線の歩道を歩行させるよう交通整理に配慮すること。

4 一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。なお、交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。

交通誘導員B 1 人（交替要員無し） 16 日 合計 16 人

(施工管理)

第4条 受注者は、施工管理を下表－1のとおり実施するものとする。

段階確認及び施工状況把握は設計図書の照査結果で差異があるものについて行い、
その他については必要に応じて適宜実施するものとする。

(表－1)

工種	施工管理
剪定	施工箇所毎に（残地植栽等小規模な箇所では、近隣を合算することも可）施工前、作業中、施工後の写真による管理

※施工箇所毎とは、各路線毎を基本とする

※写真管理は、黒板に「日付」「路線」「工種」を必ず記載すること

(履行期限)

第5条 受注者は、令和8年12月11日までに樹木の剪定を履行するものとする。

(週休2日工事)

第6条 本工事は、琴浦町週休2日工事实施要領（令和6年3月29日付）の対象工事である。琴浦町ホームページ（トップページ行政情報＞入札・契約様式＞琴浦町入札契約関係要綱・要領集）に掲載された本工事調達公告日時点で最新の同要領の規定に従い週休2日工事を実施すること。

(その他)

第7条 本仕様書に定めのない事項、又は本仕様書に疑義が生じた場合は監督員と協議し解決を図るものとする。